「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・舶用工業分野の基準について-」の一部改正について

令和6年2月15日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・舶用工業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

| 通し番号 | 該当ページ(改正後) | 改正箇所 | 現行 | 改正 |
|------|------------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 1 | P.11 | 第3 特定技能雇用 | 造船・舶用工業分野に係る特定技能雇用契約及び1 | 造船・舶用工業分野に係る特定技能雇用契約及び1 |
| | | 契約の適正な履行 | 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第 | 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2 |
| | | の確保に係る基準 | 2条第1項13号及び第2項第7号に規定する告示 | 条第1項13号及び第2項第7号に規定する告示で定 |
| | | 【関係規定】 | で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本 | める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の |
| | | 告示第2条 | 邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとす | 公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 |
| | | | る。 | |
| | | | 一 造船法(昭和25年法律第129号)第6条第 | 一 造船法(昭和25年法律第129号)第6条第 |
| | | | 1項の事業を営む者、小型船造船業法(昭和41 | 1項の事業を営む者、小型船造船業法(昭和41 |
| | | | 年法律第119号)第2条第1項に規定する小型 | 年法律第119号)第2条第1項に規定する小型 |
| | | | 船造船業を営む者その他の造船・舶用工業分野に | 船造船業を営む者その他の造船・舶用工業分野に |
| | | | 係る事業を営む者であること。 | 係る事業を営む者であること。 |
| | | | 二 国土交通省が設置する造船・舶用工業分野に係 | 二 国土交通省が設置する造船・舶用工業分野に係 |
| | | | る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構 | る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成 |
| | | | 成員であること。ただし、特定技能外国人を受け | 員であること。 |

| | • | | | <u> </u> |
|---|---------|------|--------------------------|-------------------------------|
| | | | 入れていない場合にあっては、特定技能外国人を | |
| | | | 受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成 | |
| | | | 員となること。 | |
| | | | 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 | 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 |
| | | | 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な | 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な |
| | | | 協力を行うこと。 | 協力を行うこと。 |
| | | | 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援 | 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計 |
| | | | 計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前 | 画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3 |
| | | | 3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託 | 号のいずれにも該当する登録支援機関に委託する |
| | | | すること。この場合において、第2号ただし書中 | こと。 |
| | | | 「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあ | |
| | | | るのは「造船・舶用工業分野に係る1号特定技能 | |
| | | | 外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年 | |
| | | | 政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の | |
| | | | 項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外 | |
| | | | 国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していな | |
| | | | い場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」と | |
| | | | あるのは「支援を実施する1号特定技能外国人 | |
| | | | を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」 | |
| | | | と読み替えるものとする。 | |
| | | | 六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技 | 六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技 |
| | | | 能外国人の当該機関における造船・舶用工業分野 | 能外国人の当該機関における造船・舶用工業分野 |
| | | | に係る実務経験を証する書類を交付すること。 | に係る実務経験を証する書類を交付すること。 |
| 2 | P.11-12 | ○3つ目 | ○ 初めて造船・舶用工業分野の特定技能外国人を受 | 〇 造船・舶用工業分野の特定技能外国人を受け入れ |
| | | | け入れた場合には、当該特定技能外国人の入国後4 | る場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請 |
| | | | か月以内に、国土交通省が設置する造船・舶用工業 | の前に、国土交通省が設置する造船・舶用工業分野 |
| | | | 分野における特定技能外国人の受入れに関する協 | における特定技能外国人の受入れに関する協議会に |
| | | | 議会に加入し、加入後は協議会に対し、必要な協力 | 加入し、加入後は協議会に対し、必要な協力を行う |
| | | L | 1 | 17. |

| | | | を行うなどしなければなりません。 | などしなければなりません。 |
|---|------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 3 | P.12 | 〇4つ目 | 〇 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計 | ○ 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画 |
| | | | 画の全部の実施を委託する場合は、当該登録支援機 | の全部の実施を委託する場合は、当該登録支援機関 |
| | | | 関も、国土交通省が設置する造船・舶用工業分野に | も、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸 |
| | | | おける特定技能外国人の受入れに関する協議会に | 申請の前に、国土交通省が設置する造船・舶用工業 |
| | | | 加入する必要があります。 | 分野における特定技能外国人の受入れに関する協議 |
| | | | | 会に加入する必要があります。 |
| | | | ○ 初めて、造船・舶用工業分野において、1号特 | (削除) |
| | | | 定技能外国人の支援を実施する場合は、当該1号 | |
| | | | 特定技能外国人の入国後4か月以内に、協議会に | |
| | | | 加入する必要があります。 | |
| | | | ○ 入国後4か月以内に協議会に加入していない場 | (削除) |
| | | | 合には、委託を行った特定技能所属機関において、 | |
| | | | 特定技能外国人の受入れができないこととなりま | |
| | | | す。 | |
| 4 | P.12 | 【確認対象の書類】 | 〇 特定技能所属機関が協議会の構成員であること | ○ 造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受 |
| | | 02つ目 | に関するものとして次のいずれか | 入れに関する協議会の構成員であることの証明書 |
| | | | ・ 造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受 | (特定技能所属機関) |
| | | | 入れに関する誓約書(分野参考様式第7-1号)(特 | ※令和6年6月15日より前において、初めて特定 |
| | | | 定技能所属機関) | 技能外国人を受け入れる場合は【留意事項】〇2 |
| | | | ・ 造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受 | つ目を参照してください。 |
| | | | 入れに関する協議会の構成員であることの証明書 | |
| | | | (特定技能所属機関) | |
| 5 | P.12 | ○3つ目 | ○ 登録支援機関が協議会の構成員であることに関 | ○ 造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受 |
| | | | するものとして次のいずれか | 入れに関する協議会の構成員であることの証明書 |
| | | | ・ 造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受 | (登録支援機関) |
| | | | 入れに関する誓約書(分野参考様式第7-2号)(登 | ※令和6年6月15日より前において、初めて1号 |
| | | | 録支援機関) | 特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受 |

| | T | Т | | , |
|---|---------|--------|--------------------------|--------------------------|
| | | | ・ 造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受 | けて支援を行う場合は【留意事項】〇2つ目を参 |
| | | | 入れに関する協議会の構成員であることの証明書 | 照してください。 |
| | | | (登録支援機関) | |
| 6 | P.12-13 | 【留意事項】 | (新設) | ○ 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年 |
| | | | | 6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在 |
| | | | | 留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入 |
| | | | | れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画 |
| | | | | の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合であっ |
| | | | | ても、協議会の構成員であることの証明書の提出が |
| | | | | 必要です。 |
| | | | ○ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受 | 〇 令和6年6月15日より前においては、 |
| | | | け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する | ・特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を |
| | | | 在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4 | 受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対 |
| | | | か月以内に造船・舶用工業分野における特定技能外 | する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入 |
| | | | 国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の | 国後4か月以内に造船・舶用工業分野における特 |
| | | | 誓約書の提出が必要です。 | 定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員と |
| | | | | なる旨の誓約書の提出が必要です。 |
| | | | | ※ 誓約書(改正前の分野参考様式第7-1号) |
| | | | | については、出入国在留管理庁ホームページに |
| | | | | 掲載しています。 |
| | | | ○ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特 | ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる |
| | | | 定技能外国人に係る在留諸申請(初めて特定技能外 | 特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて特定技 |
| | | | 国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。) | 能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除 |
| | | | 及び造船・舶用工業分野における特定技能外国人の | く。)及び造船・舶用工業分野における特定技能外 |
| | | | 受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書 | 国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の |
| | | | を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留 | 誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係 |
| | | | 期間更新許可申請の際には、造船・舶用工業分野に | る在留期間更新許可申請の際には、造船・舶用工 |
| | | | おける特定技能外国人の受入れに関する協議会の | 業分野における特定技能外国人の受入れに関する |

| | | | 構成員であることの証明書の提出が必要です。な | 協議会の構成員であることの証明書の提出が必要 |
|---|------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| | | | お、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許 | です。なお、申請の際に提出がない場合には当該 |
| | | | 可となることに留意してください。 | 申請は不許可となることに留意してください。 |
| | | | ○ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援 | ・ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支 |
| | | | 計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合 | 援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場 |
| | | | には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の | 合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申 |
| | | | 際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内 | 請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か |
| | | | に造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受 | 月以内に造船・舶用工業分野における特定技能外 |
| | | | 入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の | 国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の |
| | | | 提出が必要です。 | 誓約書の提出が必要です。 |
| | | | | ※ 誓約書(改正前の分野参考様式第7-2号) |
| | | | | については、出入国在留管理庁ホームページに |
| | | | | 掲載しています。 |
| | | | ○ 登録支援機関が、2回目以降に1号特定技能外国 | ・ 登録支援機関が、2回目以降に1号特定技能外 |
| | | | 人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行 | 国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を |
| | | | う場合の当該1号特定技能外国人に係る在留諸申 | 行う場合の当該1号特定技能外国人に係る在留諸 |
| | | | 請(初めて1号特定技能外国人支援計画の全部の実 | 申請(初めて1号特定技能外国人支援計画の全部 |
| | | | 施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内 | の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月 |
| | | | の申請を除く。)及び造船・舶用工業分野における | 以内の申請を除く。)及び造船・舶用工業分野にお |
| | | | 特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員 | ける特定技能外国人の受入れに関する協議会の構 |
| | | | となる旨の誓約書を提出して支援を行っている1 | 成員となる旨の誓約書を提出して支援を行ってい |
| | | | 号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の | る1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申 |
| | | | 際には、協議会の構成員であることの証明書の提出 | 請の際には、協議会の構成員であることの証明書 |
| | | | が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には、 | の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない |
| | | | 当該申請は不許可となることに留意してください。 | 場合には、当該申請は不許可となることに留意し |
| | | | | てください。 |
| 7 | P.14 | 第4 適合1号特定 | 造船・舶用工業分野に係る特定技能雇用契約及び1 | 造船・舶用工業分野に係る特定技能雇用契約及び1 |
| | | 技能外国人支援計 | 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第 | 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2 |

画の適正な実施の 確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条 2条第1項13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 造船法(昭和25年法律第129号)第6条第 1項の事業を営む者、小型船造船業法(昭和41 年法律第119号)第2条第1項に規定する小型 船造船業を営む者その他の造船・舶用工業分野に 係る事業を営む者であること。
- 二 国土交通省が設置する造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。
- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「造船・舶用工業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していな

条第1項13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 造船法(昭和25年法律第129号)第6条第 1項の事業を営む者、小型船造船業法(昭和41 年法律第119号)第2条第1項に規定する小型 船造船業を営む者その他の造船・舶用工業分野に 係る事業を営む者であること。
- 二 国土交通省が設置する造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。

- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

| い場合」と、「特定技能外国人を要け入れた」と あるのは「支援を実施する1号特定技能外国人 を、要託をした特定技能所属機関が受け入れた」 と読み替えるものとする。 大 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定 技能外国人の当該機関における造船・船用工業分野 に係る実務経験を証する書類を交付すること。 と 3 国土交通省が設置する活船・船用工業分野に係る 特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員 であること、又は、特定技能外国人を受け入れたい ない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた ロから4か月以内に協議会の構成員となること。 6 登録支援機関に1号特定技能外国人を受け入れた 日から4か月以内に協議会の構成員となること。 6 の登録支援機関に1号特定技能外国人を受け入れた ロから4か月以内に協議会の構成員をあること。 (1) 協議会の構成員であること。 (1) 協議会の構成員であること、又は、造船・舶用 工業分野に係る 対象実施を要託する場合しあっては、下記(1)~(3) までのいずれにも該当する登録支援機関に要託していること。 (1) 協議会の構成員であること、又は、造船・舶用 工業分野に係る おの実施を要託する場合にあっては、下記(1)~(3) までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 (1) 協議会の構成員であること。 (1) 協議会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社 | | | | | |
|--|---|-------|--------|---|----------------------------|
| を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」 と読み替えるものとする。 | | | | い場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」と | |
| と読み替えるものとする。 | | | | あるのは「支援を実施する1号特定技能外国人 | |
| 大 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定 技能外国人の当該機関における造船・舶用工業 分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。と。 3 | | | | を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」 | |
| 接能外国人の当該機関における造船・舶用工業 分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。 8 分野 【誓約事項】 3. 国土交通省が設置する造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人を受け入れた。 第7-1号 | | | | と読み替えるものとする。 | |
| | | | | 六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定 | 六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技 |
| と。 | | | | 技能外国人の当該機関における造船・舶用工業 | 能外国人の当該機関における造船・舶用工業分野 |
| 8 分野 | | | | 分野に係る実務経験を証する書類を交付するこ | に係る実務経験を証する書類を交付すること。 |
| 参考様式 第7-1号 特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 9 分野 【誓約事項】 6 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 (1)協議会の構成員であること、又は、造船・舶用工業分野に係る1号特定技能の項の下標第1号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能の項の下標第1号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 | | | | と。 | |
| 第7-1号 | 8 | 分野 | 【誓約事項】 | 3. 国土交通省が設置する造船・舶用工業分野に係る | 3. 国土交通省が設置する造船・舶用工業分野に係る |
| タ 分野 (誓約事項) 6 (登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全 部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3) までのいずれにも該当する登録支援機関に変託していること。 (1) 協議会の構成員であること、又は、造船・舶用工業分野に係る1号特定技能の国人の下欄第1号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施する1号特定技能の国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 | | 参考様式 | 3 | 特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員 | 特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であ |
| 日から4か月以内に協議会の構成員となること。 9 分野 (誓約事項) 6. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に要託していること。 (1)協議会の構成員であること、又は、造船・舶用工業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 (6. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3)までの実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3)までの実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 (1)協議会の構成員であること。 (6. 登録支援機関に1号特定技能関ロ会部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3)までの実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3)までの実施を委託する場合にあっては、のまたとのでする。 (8) | | 第7-1号 | | であること、又は、特定技能外国人を受け入れてい | ること。 |
| 9 分野 【誓約事項】 6.登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 (1)協議会の構成員であること、又は、造船・舶用工業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 (1)協議会の構成員となること。 (2) は (1) は (1 | | | | ない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた | |
| 参考様式 部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3) までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 (1) 協議会の構成員であること、又は、造船・舶用工業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 | | | | 日から4か月以内に協議会の構成員となること。 | |
| 第7-1号 までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 (1) 協議会の構成員であること、又は、造船・舶用工業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 | 9 | 分野 | 【誓約事項】 | 6. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全 | 6. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全 |
| ていること。 (1) 協議会の構成員であること、又は、造船・舶用 工業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理 及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別 表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)を もって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 | | 参考様式 | 6 | 部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3) | 部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3) |
| (1)協議会の構成員であること、又は、造船・舶用工業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 | | 第7-1号 | | までのいずれにも該当する登録支援機関に委託し | までのいずれにも該当する登録支援機関に委託して |
| 工業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理 及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別 表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特 定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)を もって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支 援を実施していない場合にあっては、支援を実施 する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能 所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議 会の構成員となること。 | | | | ていること。 | いること。 |
| 及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 | | | | (1) 協議会の構成員であること、 <mark>又は、造船・舶用</mark> | (1) 協議会の構成員であること。 |
| 表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 | | | | 工業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理 | (略) |
| 定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)を もって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支 援を実施していない場合にあっては、支援を実施 する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能 所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議 会の構成員となること。 | | | | 及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別 | |
| もって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 | | | | 表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特 | |
| 援を実施していない場合にあっては、支援を実施 する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能 所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議 会の構成員となること。 | | | | 定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)を | |
| する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能 所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議 会の構成員となること。 | | | | もって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支 | |
| 所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 | | | | 援を実施していない場合にあっては、支援を実施 | |
| 会の構成員となること。 | | | | する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能 | |
| | | | | 所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議 | |
| (略) | | | | 会の構成員となること。 | |
| | | | | (略) | |

| 10 | 分野 | 【誓約事項】 | 1. 国土交通省が設置する造船・舶用工業分野に係る | 1. 国土交通省が設置する造船・舶用工業分野に係る |
|----|-------|--------|---------------------------|---------------------------|
| | 参考様式 | 1 | 特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協 | 特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協 |
| | 第7-2号 | | 議会」という。)の構成員であること、又は、造船・ | 議会」という。)の構成員であること。 |
| | | | 舶用工業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管 | |
| | | | 理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別 | |
| | | | 表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定 | |
| | | | 技能の項の下欄第1号にかかるものに限る。以下同 | |
| | | | じ。)の支援を実施していない場合にあっては、支 | |
| | | | 援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特 | |
| | | | 定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に | |
| | | | 協議会の構成員となること。 | |